

平成 29 年度

幼稚園教諭免許状及び保育士資格

特例講座

募集要項

認定こども園法改正に伴う幼稚園教諭免許状及び保育士資格の取得の特例について

平成 24 年 8 月、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」(平成 24 法律第 66 号。以下「改正認定こども園法」といいます。)により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設」として、新たな「幼保連携型認定こども園」が創設されました。新たな「幼保連携型認定こども園」は、配置される職員としては「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有する「保育教諭」が位置づけられています。新たな「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を進めるため、改正認定こども園法の施行後 5 年間は、「幼稚園教諭免許状」又は「保育士資格」のいずれかを有していれば、「保育教諭」として勤務できる経過措置を設けておりますが、この間にもう一方の免許状・資格を取得する必要があります。

このため、経過措置期間中に幼稚園教諭免許状または保育士資格を有し一定の実務経験を有する者を対象として幼稚園教諭免許状または保育士資格の取得に必要な単位数等の特例を設け、免許状・資格の併有を促進することとしました。

(厚生労働省ホームページより一部引用)

※この特例措置について、愛知県で多くの保育者を養成し「伝統と実績」を持つ名古屋短期大学・桜花学園大学・名古屋柳城短期大学・岡崎女子短期大学・岡崎女子大学が連携し、保育者の人材確保の一助とすべく、特例講座を開講することと致しました。是非、ご活用下さい。

なお、当講座は、全て連携大学の専任教員によって実施されます。

～講座開講連携大学～

名古屋短期大学 桜花学園大学	〒470-1193 豊明市栄町武待 48	TEL:0562-97-1306
名古屋柳城短期大学	〒466-0034 名古屋市昭和区明月町 2-54	TEL:052-841-2635
岡崎女子短期大学 岡崎女子大学	〒444-0015 岡崎市中町 1-8-4	TEL:0564-22-1295

問い合わせ先：



保育コンソーシアムあいち 0562-97-1306

名古屋短期大学内 特例講座担当

◆受講資格

本特例措置を適用して免許状・資格を取得する場合、以下の基礎資格および実務経験を有している必要があります。

【基礎資格】

1. 幼稚園教諭免許状取得希望の場合
(一種)学士の学位を所持しており、保育士資格を有している方。
(二種)高等学校卒業以上で、保育士資格を有している方。
2. 保育士資格取得希望の場合
幼稚園教諭免許状を有している方。

【申請時必要実務経験】※資格申請時に下記をすべて満たしていない場合は免許状および資格を取得できません。

実務経験については、勤務先、または勤務地の教育委員会・保育主管部局へ必ず事前にご確認ください。

1. 以下の学校または施設における勤務経験があること。
 - 1) 幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む。)
 - 2) 保育所
 - 3) 公立の認可外保育施設
 - 4) 認定こども園
 - 5) へき地保育所
 - 6) 幼稚園併設型認可外保育施設
 - 7) 認可外保育施設(認可外保育施設指導監督基準を満たし、一定基準の集団により、継続的に保育を行う施設)
2. 以下の実務証明責任者より実務証明書の発行が可能であること。
 - (1) 上記 1) の場合
 - ① 国立学校または公立学校の教員は所轄庁
 - ② 私立学校の教員はその私立学校を設置する学校法人の理事長
 - (2) 上記 2)～7) の場合
勤務している(した)施設の設置者
3. 最低在職年数
3 年(勤務時間の合計が 4,320 時間以上の場合に限る。)

◆制度の概要詳細については、文部科学省または厚生労働省の下記ページをご覧ください。

【文部科学省】認定こども園法改正に伴う幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例について

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2013/09/26/1339598_1.pdf

【文部科学省】教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令等の公布および施行について(通知)

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1338628.htm

【文部科学省】幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例に関する Q&A

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1339608.htm

【厚生労働省】幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得特例

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/tokurei.html

◆講座概要

○募集人員・・・各講座 50 名

【幼稚園教諭免許状特例講座】開講期間・・・土日集中講座

	科目名	単位数	受講料
幼稚園特例講座Ⅰ	教職の意義及び教員の役割、教員の職務内容	2	20,000 円
幼稚園特例講座Ⅱ	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	2	20,000 円
幼稚園特例講座Ⅲ	教育課程の意義及び編成の方法	1	10,000 円
幼稚園特例講座Ⅳ	保育内容の指導法、教育の方法及び技術	2	20,000 円
幼稚園特例講座Ⅴ	幼児理解の理論及び方法	1	10,000 円

【保育士資格特例講座】開講期間・・・夏季集中講座

	科目名	単位数	受講料
保育特例講座Ⅰ	福祉と養護	2	20,000 円
保育特例講座Ⅱ	相談支援	2	20,000 円
保育特例講座Ⅲ	保健と食と栄養	2	20,000 円
保育特例講座Ⅳ	乳児保育	2	20,000 円

※参加申込人数が最小開講人員 10 名（最小開講人数に達しない場合は開講募集期間及び開講日を変更し実施する。）

※申込期間終了前に定員に達した時点で、受付を終了いたします。

※受講料の他にテキスト代がかかる場合があります。

※履修者には、学校教育法に基づく履修証明書を交付します。詳細はお問い合わせ下さい。

※台風に伴う警報発令時等、天候不順により休講になることがあります。その場合、改めて振替日程をご連絡します。

○受講会場・・・名古屋短期大学・桜花学園大学

○申込書類・・・「受講申請書（写真貼付のもの）」

「受講料振込控え（受講申請書裏面へ添付 コピー不可）」（大切に保管ください）

を下記申込み先住所にお送り下さい。（直接ご持参いただくこともできます。）

○申込受付期間・・・平成 29 年 4 月 24 日（月）～ 6 月 2 日（金）必着

○申込み先・・・〒470-1193 豊明市栄町武侍 48 名古屋短期大学内

保育コンソーシアムあいち 「特例講座」係 宛

○受講料等・・・「学籍管理費」5,000 円「受講料」1 単位 10,000 円

○振込先・・・三菱東京 UFJ 銀行 豊明支店 普通 0128664 ナゴヤたんきだいがく シマダタカハル 名古屋短期大学 島田隆治

○「受講申請書」記入における注意事項・・・

- 1・実務証明書に関わる実務経験については、お申込み前に必ず勤務先、または勤務先の教育委員会・保育主管部局へご確認下さい。
- 2・本特例措置は施行後 5 年間のみ有効であるため、その期間内に所定単位数を取得できない場合は、本特例措置を適用して免許状・資格を取得することはできません。計画的に学習を進めて下さい。
- 3・本誌掲載事項より追加、変更が生じた場合には、保育コンソーシアムあいちホームページにてお知らせします。
URL:<http://www.nagoyacollege.ac.jp/hca/index.html>

○受講までの流れ・・・

- ① 受講基礎資格及び必要実務経験年数を確認して下さい。
↓
- ② 受講申請書へ必要事項を記入し、受講料(学籍管理費含む)を銀行振込して下さい。
- ③ 振込票の控(コピー不可)を受講申請書の裏面に貼り付け、申込先へ郵送して下さい。
(直接ご持参いただくこともできます。)

期日までに、受講料をお振込みいただき、当方にお送りいただいたお申込みについては、記載に不備がなければ、受理後、2週間を目途に「受講許可証」をお送りします。受講日の1週間前になっても「受講許可証」が届かない場合は、事務局までご連絡ください。

- ↓
- ④ 受講許可証の受け取り。受講の際は必ずお持ち下さい。
↓
- ⑤ 受講・修了
↓
- ⑥ 学力に関する証明書または幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書(特例教科目)の授与

◆開講会場 お問合せ先◆

名古屋短期大学・桜花学園大学
愛知県豊明市栄町武侍 48
名鉄「中京競馬場前」駅徒歩 7 分
TEL:0562-97-1306
FAX:0562-98-1162
e-mail: hca@nagoyacollege.ac.jp



FAQ

申込みについて

Q 受講料は一括払いですか？

A 一括振込にてお願いします。

Q 講座日時の一部に出席できない時間や日にちがある場合、考慮してもらえますか？

A 個別のご要望にすべて配慮することはできかねます。

Q 申し込み後、受講を取りやめたい場合、払い込んだ受講料は返金してもらえますか？

A 原則返金はいたしかねます。

Q 受講申込みが多かった場合は抽選ですか？

A 先着順となります。

Q 申請書は直接、持って行ってもいいですか？

A 郵送またはご持参ください。ご持参いただく場合は平日 9 時～17 時をお願いします。

Q 勤務年数と勤務時間の条件は両方を満たしていないとだめでしょうか？

A 特例講座は受講できますが、修了後、ご自分で免許・資格の取得を申請される時点では、「3年以上かつ4,320 時間の両方の条件」を満たす必要があります。

(例)2年5か月、4,500 時間の場合 不可／5年、3,950 時間の場合 不可

詳細は募集要項に記載の文部科学省または厚生労働省の該当 HP をご覧ください。

Q 勤務期間の条件に足りないと受講できませんか？

A 特例講座受講時に勤務期間を満たしていない場合でも、後の免許資格取得申請時に満たす見込みであれば受講いただけます。

Q 受講申込み時に在職期間証明は必要ですか？

A 必要ありません。修了後、免許資格取得申請される時点で必要になります。申請先は募集要項をご覧ください。

講座について

Q 講座日程が変更になることはありますか？

A 自然災害その他やむを得ない事情で休講になった場合、振替講座を行うことがあります。その際には改めて連絡します。

Q 欠席の場合はどうすればいいですか？

A 原則、欠席された講座については原則認定されません。

Q 講座修了時にテストはありますか？

A 講座担当講師によって異なります。

その他

Q 会場で飲食は可能ですか？

A 原則教室内は飲食禁止です。

平日は学食を営業しています。(夏季休業中の場合有り、HPにて要確認)

土日は学食の営業はしていませんが、食堂スペースはご利用いただけます。(営業の場合も有り)

Q 駐車場はありますか？

駐車場はご利用いただけます。

※開校中につきお気を付けてご利用ください。

Q 託児はありますか？

A ございません。